

静情審第23号
令和3年10月8日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年12月7日付け環水第192号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

大井川利水関係協議会（令和元年5月31日開催）の議事録の部分開示決定に対
する審査請求（諮問第227号）

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和 2 年 7 月 6 日付けで別記 1 に掲げる公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、別記 2 に掲げる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、その一部が条例第 7 条第 5 号に該当するとして、令和 2 年 7 月 17 日付けで公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同月 28 日に審査請求人に公文書の開示を行った。
- (3) 審査請求人は本件処分を不服として、令和 2 年 10 月 26 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日付けで実施機関はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 県はリニア問題についての資料を全て公開するとしてきた。これは、知事の発言であり、その発言に沿って、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）には瑣末な資料さえ公開を求めている。
- (2) 知事は、令和 2 年 6 月 26 日に行われた JR 東海との面会を公開し、リニア問題を議論する国の有識者会議について、全てを公開することがリニア問題解決のために重要であるとして、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議本部長 [意見書ママ] を務める副知事名で、全面公開を求める文書を国土交通省に送付している。以上のことから、県のリニア問題に関わる会議等は「全面公開」することがルールであると考えます。
- (3) 本件処分は、このルールに背き、県がリニア問題を全て公開すべきとしている主張と整合性がなく、公正公平な県行政の遂行を妨げるものである。
- (4) 知事がリニア関係の全てを公開すると言ったのは、令和元年 5 月 31 日に開催された大井川利水関係協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下

「本件会議」という。)よりも後のことだが、国の有識者会議が始まったときから、リニア関係は全て公開すると言っており、県もその趣旨に沿って対応しているはずである。知事が公開すると言っているのであるから、全て公開すべきである。

- (5) 条例第7条第5号に該当するとして非開示とされた部分については、県に何らかの不利益を与える発言であったと推測されるが、事実は不明である。
- (6) 議論がテーマ外のことはあるが、リニア問題を議論しているのであり、県はリニア問題について全て公開するとしているのであるから、条例第7条第5号には該当しない。
- (7) 非開示の理由について、「現在、JR 東海と協議中の内容であり、これを公にした場合、関係利水者及び流域市町との信頼関係を損ね、今後の JR 東海との協議に支障をきたす蓋然性が極めて高いため、非開示と判断した」とされているが、協議会は関係利水者及び流域市町との会合であり、関係利水者及び流域市町関係者は当事者として参加して、副知事の発言内容を聞いているはずであり、この発言を開示することで信頼関係を損ねるという説明は理解できない。
- (8) 副知事は政治家ではなく、法律、条例等に基づいた行政に携わる職員であり、そもそも信頼関係を損ねる発言をするはずもなく、その内容を非開示とする理由は理解できない。
- (9) 知事はリニア問題については全てを全面公開するという方針であたっているにも関わらず、協議会における副知事の発言を公開することによって、JR 東海との協議に支障をきたす蓋然性が極めて高いとする実施機関の弁明は理解できない。
- (10) 本件会議において、副知事が「中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等に関する中間意見書（以下「中間意見書」という。）」素案について説明しているが、既に公開されている中間意見書の説明をしている発言の一部が墨塗りとなるのはおかしい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の意見書等における主張は、おおむね以下のとおり要約される。

(1) 協議会について

ア 協議会は、JR 東海が進めるリニア中央新幹線建設における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について、流域の関係者が一体となって対応するため、県と流域8市2町及び関係利水者を構成員として、平成30年に設置された組織である。

イ 県におけるリニア中央新幹線建設に関する JR 東海との協議は、副知事

を本部長とする「静岡県中央新幹線対策本部」（以下「県対策本部」という。）が窓口となり一元的に行っているが、大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等については、協議会の意見や要望等を踏まえ、JR 東海との協議等に反映することとしている。

ウ 協議会においては、大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について、構成員それぞれの立場から率直な意見交換を行い、集約された意見や要望等を県対策本部に報告することとしている。

(2) 本件会議及び議事録について

ア 本件会議は、JR 東海に対する「中間意見書」素案及び準備工事の取扱いについて意見交換を行ったものである。

イ 本件会議は、県と JR 東海との今後の協議に関わる意見交換を行うことを目的とすること、また、県としての公式な発表前に会議内容を公にした場合、県民等に不正確な理解や誤解を与えてしまうおそれがあることから非公開とし、冒頭の副知事挨拶のみ報道機関に公開した。また、同様の理由から、会議資料についても出席者のみに配付した。

ウ 本件開示請求は本件会議の議事録を求めるものである。本件会議が上記の理由により非公開で開催されたことから、作成された議事録も通常、非公開となるものであるが、本件会議において集約された意見や要望が県対策本部に報告された後、令和元年 6 月 6 日に県から JR 東海に「中間意見書」が送付され、送付された「中間意見書」の全文が県ホームページで公開されていること、また、準備工事の取扱いについても、同様に県ホームページで県の見解が公開されていることから、既に県として公式に発表している情報であり、いずれもその経緯を公表したとしても、県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれは少ないこと、JR 東海との協議等への影響は大きくないものと考えられることから、本件開示請求を受けた時点において、可能と考えられる範囲で部分開示決定を行った。

(3) 非開示部分に係る条例第 7 条第 5 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。

イ 本件対象公文書における副知事の発言のうち、既に県ホームページで公開されている「中間意見書」及び準備工事の取扱いに関する発言部分に

については、その経緯を公表したとしても、JR 東海との協議への影響も大きくないものと考えられることから開示とした。

ウ これに対し、非開示とした部分については、「中間意見書」や準備工事の取扱い以外の、現在 JR 東海と協議中の内容であり、これを公にした場合、流域 8 市 2 町及び関係利水者との信頼関係を損ね、今後の JR 東海との協議に支障をきたす蓋然性が極めて高い。

エ 非開示とした部分には、今後の JR 東海との継続的な交渉等が予想される項目に係る未成熟な情報が含まれるため、これを公にした場合、県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、また、非公開で行われた本件会議における発言が、その内容に関わらず公にされることになれば、今後行われる同種の会議等において、自由かつ率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから、当該部分は、条例第 7 条第 5 号に該当するものとして、非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件会議の議事録の開示を求めるものであり、実施機関は、その一部が条例第 7 条第 5 号に該当するとして、部分開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書の非開示部分のうち、下記の副知事の発言部分（以下、それぞれ「本件非開示部分 1」及び「本件非開示部分 2」という。）について開示を求めている。

本件対象公文書 10 ページ	2 行目から 8 行目まで	本件非開示部分 1
本件対象公文書 20 ページ	8 行目から 19 行目まで	本件非開示部分 2

(2) 本件対象公文書について

ア 本件対象公文書は、本件会議の議事録であり、本件会議における発言者名が明記され、発言内容が逐語で記載されている。

イ 実施機関の説明によれば、本件会議の議事録は、どのような意見交換が行われ、県対策本部にどのような報告を行うのかということ事務局が確認するために作成したものであり、出席者による確定作業などは行われていない、とのことである。

ウ 本件対象公文書は、以下の構成で作成されており、本件非開示部分 1 は、副知事が「中間意見書」素案に係る説明を行っている中での発言の一部 (2) であり、本件非開示部分 2 は、議題に係る意見交換において他の参加者からの発言を受けて副知事が回答している中での発言の一部 (5) である。

項目	頁	内容
① 開会あいさつ	1～2	報道機関に公開（頭撮り）
② 「中間意見書」素案に係る説明	2～10	県対策本部長である副知事による「中間意見書」素案の説明
③ 「中間意見書」素案に関する意見交換	11～12	会議参加者による意見交換及び質疑応答
④ 準備工事の取扱いに係る説明	12～17	県対策本部長である副知事による準備工事の取扱いに関する説明
⑤ 「中間意見書」（素案）及び準備工事の取扱いに関する意見交換	17～21	会議参加者による意見交換及び質疑応答
⑥ その他（視察日程等の説明）	17～23	事務局による工事現場の視察日程の説明
⑦ 閉会あいさつ	23	—

③ 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、上記4のとおり、本件非開示部分1及び本件非開示部分2について、条例第7条第5号に該当するとして非開示とした旨主張しているので、以下、検討する。

ア 本件非開示部分1及び本件非開示部分2は、県と流域8市2町及び関係利害者を構成員とする協議会が、県対策本部に対し、意見や要望を伝えるために行った本件会議の議事録の一部であるから、条例第7条第5号に規定する「県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ 協議会の設立趣旨と会議の目的を踏まえ、出席者による自由かつ率直な意見交換が行われるよう、本件会議は非公開で開催され、本件会議の議事録についても公開されていない。

ウ 当審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件非開示部分1には、副知事が「中間意見書」素案の一部の表現について、そのような表現とした理由を、今後、県対策本部がJR東海と協議等を行う際に、JR東海に対して考慮を求める事項を踏まえて説明するくだりが記載されていた。

また、本件非開示部分2には、「中間意見書」素案と直接関係はないが、今後、県対策本部がJR東海と地域活性化に係る事項について協議等を行う際の考え方を説明するくだりが記載されていた。

エ 本件会議は非公開で行われたことから、出席者は、自らの発言は公にされないことを前提とした上で出席し、発言しているものと考えられるが、本件会議の目的からすれば、これは正当な期待であると認められる。

オ 非公開で行われた本件会議の議事録について、会議の進行部分や会議後に公開された「中間意見書」や準備工事の取扱いに係る内容を伝える部分は別にして、出席者の発言内容が明らかにされるとなれば、出席者は自らの発言が外部に及ぼす影響や他者からの働きかけ等を懸念し、発言を躊躇したり、積極的な意見表明を差し控えるようになるなど、当該会議における自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、協議会の会議自体が形骸化するおそれがある。

カ とりわけ、本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 には、本件会議後に公開された「中間意見書」や準備工事の取扱いに係る内容ではなく、将来的に行われるであろう JR 東海との協議に関する内容等が記載されており、当該部分を開示することになれば、その萎縮効果は大きいといえる。

キ したがって、本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 については、いずれも条例第 7 条第 5 号に規定する非開示情報に該当するものと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、国の専門家による会議のあり方をめぐり、全てを公開すべきとした知事の発言から、県におけるリニア問題に関する資料を全て公開することが県のルールであり、ルールに基づいて全てを開示すべきなどと主張する。

しかし、当審査会における本件処分の妥当性の判断は、条例に基づいて行われるものであるから、審査請求人のかかる主張には理由がない。

(5) 結論

以上のことから、本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 に記載された情報は、条例第 7 条第 5 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

令和元年5月31日 利水協議会の議事録

別記2 実施機関において特定した公文書

大井川利水関係協議会（令和元年5月31日開催）の議事録

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処理経過	審 査 会
令和2年12月8日	諮問を受け付けた。	
令和3年2月24日	審議	第346回
令和3年3月26日	審議	第347回
令和3年4月26日	審議	第348回
令和3年5月24日	審議	第349回
令和3年6月21日	審査請求人の口頭意見陳述、審議	第350回
令和3年7月26日	審議	第351回
令和3年9月22日	審議	第352回
令和3年10月8日	答申	

別記4 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 了	静岡大学教育学部教授	346回、347回
牛ノ濱 千穂子	静岡済生会総合病院参事	346回～351回
大 原 和 彦	弁護士	346回～352回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	346回～352回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	350回～352回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会学部准教授	346回～351回
牧 田 晃 子	弁護士	346回～352回